

湖南省における夜間学級の設置に関する有識者会議 設置要綱

(設置)

第1条 この会は、「湖南省における夜間学級の設置に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 有識者会議は、湖南省教育委員会が定める、市立中学校の夜間学級の設置に関する基本方針の策定にあたり、より実態に即した夜間中学の設置を目指すために、専門的な立場からの意見聴取を目的とする。

(構成)

第3条 有識者会議の会員は、次に掲げる者のうちから湖南省教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 学校関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(座長)

第4条 有識者会議の座長は会員の互選により決定する。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。

(会議)

第5条 有識者会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長が、必要があると認めるときは、検討内容に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、湖南省教育委員会事務局と滋賀県教育委員会事務局夜間中学設置準備室が連携して行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。